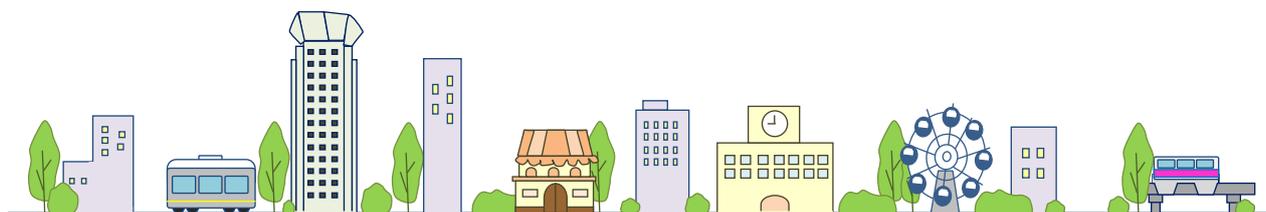


# 資料編





# 1 計画策定の根拠となる法律の条文

【老人福祉法第 20 条の 8】

(市町村老人福祉計画)

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村老人福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標

二 前号の老人福祉事業の量の確保のための方策

三 その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項

3 市町村は、前項第一号の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たっては、介護保険法第百十七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービス並びに介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）を勘案しなければならない。

4 厚生労働大臣は、市町村が第二項第一号の目標（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。

5 市町村老人福祉計画は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して作成されなければならない。

6 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

7 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

9 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(平成 29 年(2017 年)6 月 2 日改正)

## 【介護保険法第 117 条】

### (市町村介護保険事業計画)

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み並びにその見込量の確保のための方策

二 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策

三 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項

四 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

五 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項

3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項 に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

5 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第七十条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

8 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(平成 29 年(2017 年)6 月 2 日改正)

## 2 吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例

平成23年1月5日条例第1号

吹田は、古くから農業や商工業が営まれ、人々のくらしの場として栄えてきました。人々は地域において互いに助け合い、協力し合うことで良好な近隣関係を築き上げ、自らのくらしを守ってきました。そして、現在では、行政の力だけでなく、市民や事業者を含め、行政と地域が一体となってくらしと健康を守る地域福祉活動が展開されています。

しかしながら、地域を取り巻く社会情勢が日々変化していく中で、私たちのまわりでは、貧困と格差の問題、少子高齢化と核家族化の進行、近隣関係の希薄化、さらに児童や高齢者への虐待といった生命にかかわる課題が山積しています。そうした課題を解決し、市民のくらしと健康を支えるためには、市が、公的な責務を果たしながら、自助、互助、公助の役割分担を認識しつつ、市民及び事業者との協働により、互いに助け合ってくらしと健康を支える取組を推進するとともに、地域の実情に応じた福祉の増進に関する施策を総合的に実施することがこれまで以上に求められています。

このような状況において、日本国憲法で規定されている健康で文化的な最低限度の生活を営む権利をあらゆる市民が有することを踏まえ、市民の福祉の増進についての基本理念を定めることにより、市民、事業者及び市は、一定の方向性の下で市民のくらしと健康を支える取組を行い、だれもが住み慣れた地域において健康で安心して暮らすことができるまちづくりの推進を図るため、この条例を制定します。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、市民の福祉の増進について基本理念を定め、市民及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにすることにより、市民のくらしと健康を支えるための福祉の増進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、だれもが住み慣れた地域において健康で安心して暮らせるまちづくりを進めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「市民」とは、本市に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

2 この条例において「事業者」とは、市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者及び団体をいう。

### 第2章 基本理念

第3条 市民、事業者及び市は、市民の福祉の増進に当たっては、次に掲げる事項を目指して行わなければならない。

- (1) あらゆる市民が基本的人権を保障されること。
- (2) あらゆる市民が健康で安心して暮らすことができるまちづくりの推進に寄与すること。
- (3) あらゆる市民が生涯にわたって生きがいを持つことができるようにすること。
- (4) すべての子どもがその権利を尊重され、健やかに育つこと。

2 市民、事業者及び市は、市民の福祉の増進に当たっては、地域において様々な課題を共有し、互いに支え合うことにより行わなければならない。

### 第3章 市民等の役割及び市の責務

(市民の役割)

第4条 市民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、福祉の増進について主体的に取り組むとともに、互いにくらしと健康を支える役割を果たすものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、地域社会の一員として、市民のくらしと健康を支えるための福祉の増進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、事業に従事する者に対する子育て支援、介護支援その他のくらしの支援及び健康の増進に努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念に基づき、国及び他の地方自治体との連携並びに市民及び事業者との協働により、市民のくらしと健康を支えるための福祉の増進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、市民のくらしと健康を支えるための福祉の増進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 市は、あらゆる施策の実施に当たっては、市民のくらしと健康を支えるための福祉の増進に配慮しなければならない。

4 市は、市民及び事業者が行う市民のくらしと健康を支えるための福祉の増進に関する取組を支援するものとする。

### 第4章 くらしと健康を支えるための福祉の増進に関する基本的施策

(基本方針)

第7条 市民、事業者及び市は、あらゆる市民に健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が保障されるよう努め、だれもが住み慣れた地域において、健康で安心して暮らすことができる社会の実現を目指すものとする。

(各種計画の策定及び施策の推進)

第8条 市は、基本理念に基づき、地域の実情に配慮して市民のくらしと健康を支えるための福祉の増進に関する各種計画を策定し、施策を推進するものとする。

(取組への支援)

第9条 市は、事業者とともに、市民がくらしと健康を支えるための福祉の増進に関する取組をする機会の充実を図るため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第10条 市は、市民及び事業者とともに、市民のくらしと健康を支えるための福祉の増進に関する意識の高揚を図り、くらしと健康を支えるための福祉の増進を担う人材及び団体を育成するために必要な施策を講ずるものとする。

(啓発)

第11条 市は、次に掲げる事項に対する市民及び事業者の理解を深めるための啓発を行うものとする。

- (1) 高齢者の尊厳及び権利に関すること。
- (2) 障害及び障害者の権利に関すること。
- (3) 子どもの権利に関すること。
- (4) 健康の増進及び健康被害等の防止に関すること。

(顕彰)

第12条 市は、市民のくらしと健康を支えるための福祉の増進に関し功績のあった個人及び団体の顕彰に努めるものとする。

## 第5章 暮らしの支援のための施策

### 第1節 市民福祉に関する施策

#### (基本方針)

第13条 市民、事業者及び市は、高齢者、障害者及び子どもを含むあらゆる市民の暮らしに応じた様々な支援を推進することにより、だれもが住み慣れた地域において、安心して自立した暮らしを続けることができる社会の実現を目指すものとする。

#### (施策の推進)

第14条 市は、あらゆる市民が安心して暮らすことができるよう、住宅の確保、就労の支援その他のくらしを支える施策の充実に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者とともに、あらゆる市民が安全かつ快適に暮らすことができるよう、バリアフリーのまちづくりに必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、あらゆる市民に移動の自由が得られるよう、必要な支援に努めるものとする。

#### (地域における相互支援の促進)

第15条 市は、住み慣れた地域において市民がくらしを支え合い、地域福祉の向上が図られるよう、市民、事業者及び福祉施設の相互交流及び連携の促進に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者とともに、地域の支援ネットワークを強化し、だれもが安心して安全に暮らすことができるよう、見守り体制の構築に努めるものとする。

### 第2節 高齢者福祉に関する施策

#### (基本方針)

第16条 市民、事業者及び市は、高齢者について、自立した一人の人間として健康で潤いのある生活が保障される社会の実現を目指すものとする。

#### (施策の推進)

第17条 市は、高齢者の健康状態及び介護状態に応じた施策を推進するものとする。

2 市は、高齢者の介護に携わるすべての人に対する支援に努めるものとする。

3 市は、高齢者の生きがいづくりへの支援に努めるものとする。

#### (介護事業等の充実)

第18条 市は、事業者とともに、高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けることができるよう、介護事業等の充実を図るものとする。

### 第3節 障害者福祉に関する施策

#### (基本方針)

第19条 市民、事業者及び市は、障害を理由とした偏見及び差別をなくし、共に生き、共に働く社会の実現を目指すものとする。

#### (施策の推進)

第20条 市は、障害者の権利を擁護する施策を推進するものとする。

2 市は、障害者の相談支援体制の整備等、地域におけるくらしの支援に努めるものとする。

3 市は、障害者の介護に携わるすべての人に対する支援に努めるものとする。

4 市は、事業者とともに、障害者の雇用の促進に努めるものとする。

#### (障害福祉事業の充実等)

第21条 市は、事業者とともに、障害者が住み慣れた地域において日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害福祉事業の充実を図るものとする。

2 市は、障害者が働く喜びを実感できる場の提供に努めるものとする。

### 第4節 児童福祉に関する施策

#### (基本方針)

第22条 市民、事業者及び市は、すべての子どもが健やかで幸福に育ち、すべての家庭において、夢を育(はぐく)み、喜びを持って子どもを生み育てることができる社会の実現を目指すものとする。

#### (施策の推進)

第23条 市は、市民とともに、すべての子育て家庭において子育てにおける孤独感、不安感等の心身の負担が軽減されるよう、施策の推進に努めるものとする。

2 市は、地域との緊密な連携を図ることにより、児童虐待の防止に関する施策の推進に努めるものとする。

(子育て支援事業の充実等)

第24条 市は、市民及び事業者とともに、子育て支援事業等の充実を図るものとする。

2 市は、仕事と子育ての両立ができるよう、保育所等の施設の整備に努めるものとする。

3 市は、市民が心身ともにゆとりを持って子育てができるよう、情報の提供、安全対策等の生活環境の整備に努めるものとする。

(子どもの権利の擁護)

第25条 市は、市民及び事業者とともに、子どもの権利を擁護し、子どもの最善の利益が尊重されるよう配慮するものとする。

2 市は、児童虐待等により配慮を要する子ども及び家庭に対する支援のために必要な施策の充実を図るものとする。

## 第6章 健康の増進のための施策

(基本方針)

第26条 市民、事業者及び市は、あらゆる市民が心身ともに健康に暮らすことができる社会の実現を目指すものとする。

(施策の推進)

第27条 市は、あらゆる市民の命を守り、健康を増進するため、健康診査等の保健事業の推進に努めるとともに、その健康状態に応じて市民を適切な医療につなげるものとする。

2 市は、健康の増進のために必要な情報の収集及び調査を行うものとする。

3 市は、食生活の向上に資する情報その他の健康の増進に関する情報の提供に努めるものとする。

(医療を受ける市民に対する支援施策の充実)

第28条 市は、高齢者、障害者、子どもその他医療を要する市民が適切に医療を受けることができるよう、必要な施策の充実を図るものとする。

(活動及び交流の場の提供)

第29条 市は、市民及び事業者とともに、地域における健康の増進に関する活動及び交流の場の提供に努め、その活性化を図るものとする。

## 第7章 雑則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 3 計画策定のための体制について

#### (1) 吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会 開催状況

開催日	内容
平成 29 年(2017 年) 8 月 22 日	(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定について (2) 第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の実績報告(平成27年及び平成28年度分) (3) 第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画にかかる高齢者等実態調査結果について (4) 第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の将来像、基本目標及び主要な課題(案)について
平成 29 年(2017 年) 10 月 27 日	(1) 第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案について ア 第 7 期計画施策体系案及び将来像について イ 第 7 期計画構成案及び計画の愛称について ウ 「高齢者を取り巻く状況」について エ 施策の展開案 (ア) 基本目標 1 「生きがいづくりと健やかな暮らしの充実」 (イ) 基本目標 4 「認知症支援の推進」 (ウ) 基本目標 6 「安心・安全な暮らしの充実」 (エ) 基本目標 8 「介護保険サービスの充実 ・介護保険制度の持続可能な運営」
平成 29 年(2017 年) 11 月 27 日	(1) 第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案について ア 第 2 回計画推進委員会からの主な変更点等について イ 施策の展開案 (ア) 基本目標 2 「相談支援体制の充実」 (イ) 基本目標 3 「介護予防の推進」 (ウ) 基本目標 4 「自立した暮らしの実現に向けた支援の充実」 (エ) 基本目標 6 「医療と介護の連携の推進」 ウ 介護保険サービスの見込量と保険料案について エ 地域包括ケアシステム構築のロードマップ案について
平成 30 年(2018 年) 1 月 19 日	(1) 第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案について ア 計画素案からの主な変更点等及び委員意見・市民意見について イ 第 7 期計画案のコラム・用語説明について ウ 第 7 期介護保険料案について
平成 30 年(2018 年) 2 月 2 日	(1) 第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案について (2) 高齢者・障がい者相談支援体制の整備・強化について (3) 今後のスケジュールについて

## (2) 吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会委員名簿

委員長 浜岡 政好 副委員長 石倉 康次

平成29年（2017年）7月1日現在

1号委員（学識経験者）	
浜岡 政好	佛教大学 名誉教授
石倉 康次	立命館大学 産業社会学部 特別任用教授
豊岡 建治	一般社団法人 吹田市医師会 副会長
西浦 勲	一般社団法人 吹田市歯科医師会 副会長
秋葉 裕美子	一般社団法人 吹田市薬剤師会 会長
2号委員（市内の社会福祉を目的とする団体又は公共的団体の代表者）	
櫻井 和子	社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会 副会長
岩脇 ちゑの	吹田市民生・児童委員協議会 会計監査
樋口 敬子	吹田市高齢クラブ連合会 事務局長
岩本 和宏	吹田コスモスの会（認知症家族の会） 会長
矢上 敬子	吹田市ボランティア連絡会 会長
3号委員（介護保険事業又はその他の高齢者の福祉に関する事業に従事する者）	
益田 洋平	吹田市介護保険事業者連絡会 会長 通所介護・通所リハビリテーション部会 部会長
立山 裕代	吹田市介護保険事業者連絡会 会計監査 居宅介護支援事業者部会 部会長
富士野 香織	吹田市介護保険事業者連絡会 幹事 訪問介護部会 部会長
児浦 博子	吹田市介護保険事業者連絡会 訪問看護・訪問リハビリテーション・訪問入浴部会 委員
高橋 千秋	吹田市介護保険事業者連絡会 介護老人福祉施設・介護老人保健施設部会 委員
清水 泰年	公益社団法人 吹田市シルバー人材センター 参事
菅沼 一平	吹田市認知症カフェ交流会 世話役 (大和大学 保健医療学部 総合リハビリテーション学科 講師)
4号委員（関係行政機関の職員）	
谷口 隆	大阪府吹田保健所 所長
5号委員（市民）	
上條 美代子	市民委員
坂手 裕子	市民委員

### (3) 吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和32年吹田市条例第302号）第3条の規定に基づき、吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

#### (任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

- (1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に関する事項
- (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく施策の推進に関する事項
- (3) 地域包括ケアシステムの構築に関する事項

2 委員会は、前項各号に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の社会福祉を目的とする団体又は公共的団体の代表者
- (3) 介護保険事業又はその他の高齢者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市民

3 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (部会)

第6条 委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員会の意見を聴いて委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、委員会の意見を聴いて委員長が指名する。

4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を委員会に報告する。

- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 部会の運営については、前条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第7条 委員会及び部会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部高齢福祉室において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項本文の規定にかかわらず、2年とする。

#### (4) 吹田市高齢者保健福祉施策・介護保険事業推進本部 開催状況

##### ア 本部会議 開催状況

開催日	内容
平成 29 年 (2017 年) 8 月 8 日	(1)吹田市高齢者保健福祉施策・介護保険事業推進本部等について (2)第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 平成27年度・平成28年度実績報告について (3)高齢者等実態調査報告について (4)第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について
平成 29 年 (2017 年) 11 月 15 日	(1)第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定経過について (2)第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における「財政的インセンティブの付与」について（高齢者の自立支援・重度化防止等に係る保険者機能に対する評価制度の導入） (3)第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案について
平成 30 年 (2018 年) 2 月 8 日	(1)第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定経過について (2)第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における「財政的インセンティブの付与」について（高齢者の自立支援・重度化防止等に係る保険者機能に対する評価制度の導入） (3)第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案について (4)介護保険条例改正案について

##### イ 幹事会 開催状況

開催日	内容
平成 29 年 (2017 年) 8 月 2 日	(1)吹田市高齢者保健福祉施策・介護保険事業推進本部について (2)第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 平成27年度・平成28年度実績報告について (3)高齢者等実態調査報告について (4)第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について
平成 29 年 (2017 年) 10 月 5 日	(1)第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案について ア 第 7 期計画施策体系案及び将来像について イ 第 7 期計画構成案及び計画の愛称について ウ 「高齢者を取り巻く状況」について エ 施策の展開案 (ア) 基本目標 1 「生きがいづくりと健やかな暮らしの充実」 (イ) 基本目標 4 「認知症支援の推進」 (ウ) 基本目標 6 「安心・安全な暮らしの充実」 (エ) 基本目標 8 「介護保険サービスの充実 ・介護保険制度の持続可能な運営」 オ 「地域包括ケアシステム構築のロードマップ」について

開催日	内容
平成 29 年（2017 年） 11 月 10 日	(1)第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案について ア 第 7 期計画施策体系案及び構成案について イ 施策の展開案 (ア) 基本目標 2 「相談支援体制の充実」 (イ) 基本目標 3 「介護予防の推進」 (ウ) 基本目標 4 「自立した暮らしの実現に向けた支援の充実」 (エ) 基本目標 6 「医療と介護の連携の推進」 ウ 「地域包括ケアシステム構築のロードマップ」について エ 介護保険サービスの見込量と保険料案 オ 第 7 期業計画素案概要 (2)今後のスケジュールについて
平成 30 年（2018 年） 1 月 25 日	(1)第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案について ア 市民意見と市の考え方について イ 計画素案からの主な変更点等について (2)今後のスケジュールについて

## ウ 作業部会 開催状況

グループ名	構成室課	開催回数
介護予防・自立支援	高齢福祉室 亥の子谷地域保健福祉センター	2 回
認知症高齢者支援	高齢福祉室 内本町地域保健福祉センター	4 回
医療・介護連携	高齢福祉室 総合福祉会館 地域医療推進室	2 回
住まい	高齢福祉室 千里ニュータウン地域保健福祉センター 福祉指導監査室 住宅政策室	2 回
介護給付適正化	高齢福祉室	3 回
介護人材確保	高齢福祉室 生活福祉室（生活困窮者自立支援センター） 地域経済振興室	1 回

## (5) 吹田市高齢者保健福祉施策・介護保険事業推進本部設置要領

### (設置)

第1条 本市における高齢者保健福祉施策・介護保険事業を総合的かつ効果的に推進するため、吹田市高齢者保健福祉施策・介護保険事業推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉施策及び介護保険事業の総合的な調整及び推進に関すること。
- (3) 地域包括ケアシステムの構築に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本部長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる職にあるものをもって充てる。

### (職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が定めた順序によりその職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長又は副本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

### (本部会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (幹事会)

第6条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に吹田市高齢者保健福祉施策・介護保険事業推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は推進本部の所掌事務について本部会を補佐する。
- 3 幹事会は、別表2に掲げる関連部局から推薦された課長級以上の職にある者をもって構成する。
- 4 幹事会に座長を置き、高齢福祉室長をもって充てる。
- 5 幹事会に副座長を置き、高齢福祉室参事をもって充てる。
- 6 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 幹事会の会議は、必要に応じて座長が招集し、座長がその議長となる。
- 8 座長は、必要があると認めるときは、幹事会の構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (作業部会)

第7条 幹事会の所掌事務の調査研究等をするため、必要があるときは作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会に属する部会員は、幹事会の座長が指名する。
- 3 作業部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれ幹事会の座長が指名する。

- 4 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長がその議長となる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、福祉部高齢福祉室において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要のある事項は本部長が定める。

附 則

この要領は、平成28年1月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (第3条第3項関係)

危機管理監
総務部長
行政経営部長
理事(総合計画担当)
市民部長
人権政策長
都市魅力部長
児童部長
福祉部長
健康医療部長
理事(地域医療・保健施策担当)
健康医療審議監
環境部長
都市計画部長
土木部長
消防長
水道部長
学校教育部長
地域教育部長

別表2 (第6条第3項関係)

総務部	危機管理室
行政経営部	企画財政室
市民部	市民総務室(消費生活担当)
	人権平和室
都市魅力部	文化スポーツ推進室
児童部	子育て支援課
福祉部	福祉総務課
	総合福祉会館
	内本町地域保健福祉センター
	亥の子谷地域保健福祉センター
	千里ニュータウン地域保健福祉センター
	生活福祉室
	福祉指導監査室
	高齢福祉室
	障がい福祉室
健康医療部	地域医療推進室
	国民健康保険室
	保健センター
	北大阪健康医療都市推進室
環境部	事業課
都市計画部	住宅政策室
土木部	総務交通室
消防本部	警防救急室
水道部	総務室
学校教育部	教育総務室
地域教育部	まなびの支援課

## 4 計画策定にかかる諮問書及び答申



29 吹福高第 356 号  
平成 29 年 8 月 22 日  
(2017 年)

吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会  
委員長 浜岡 政好 様

吹田市長 後 藤 圭 二



第 7 期吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について  
(諮問)

老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づき、  
平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までを計画期間と  
する「第 7 期吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定する  
必要がありますので、貴委員会の御意見を賜りたく諮問いたします。

平成 30 年 2 月 2 日

(2018 年)

吹田市長 後藤 圭二 様

吹田市高齢者保健福祉計画

・介護保険事業計画推進委員会

委員長 濱岡 政好

第 7 期吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）の  
策定について（答申）

平成 29 年（2017 年）8 月 22 日付け、当委員会に諮問された標記のことについて、慎重に審議した結果、吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会規則第 2 条第 1 号の規定により、次のとおり答申する。

記

第 7 期吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定については、一部修正のうえ、原案どおり了承する。

## 5 パブリックコメント結果一覧

### (1) 実施方法

#### ア 募集期間

平成29年（2017年）12月4日（月）～平成30年（2018年）1月4日（木）

#### イ 対象者

- ・市内に住む人、市内に通勤している人、又は市内に通学している人
- ・市内に事業所を置いて事業活動などを行う個人又は団体
- ・上記のほか、本計画が定められることによって何らかの影響を受ける可能性がある個人又は団体

### (2) 提出意見

#### ア 件数

12通 72件

#### イ 章立て及び基本目標ごとの意見数

##### 第4章 施策の展開

基本目標1	生きがいづくりと健やかな暮らしの充実	1件
基本目標2	相談支援体制の充実	13件
基本目標3	介護予防の推進	5件
基本目標4	自立した暮らしの実現に向けた支援の充実	5件
基本目標5	認知症支援の推進	4件
基本目標6	在宅医療と介護の連携の推進	6件
基本目標7	安心・安全な暮らしの充実	6件
基本目標8	介護サービスの充実・介護保険制度の持続可能な運営	8件
第5章	介護サービスの見込量と保険料	13件
第6章	地域包括ケアシステム構築のロードマップ	8件
その他		3件

## 6 介護サービス一覧

※ ( ) 内は市内の指定サービス事業者数 (平成29年 (2017年) 11月1日現在)

区分	サービス名	サービス内容	
居宅サービス	自宅で利用するサービス	訪問介護 <sup>※1</sup> (127)	ホームヘルパーが、自宅を訪問して身体介護や家事援助を行います。
		介護予防訪問入浴介護 (3) ／訪問入浴介護 (3)	巡回入浴車が訪問し、専用の浴槽で入浴サービスを行います。
		介護予防訪問看護 (41) ／訪問看護 (42)	看護師などが自宅を訪問し、療養生活に必要なサービスを行います。
		介護予防訪問リハビリテーション (2) ／訪問リハビリテーション (2)	理学療法士や作業療法士が自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。
		介護予防福祉用具貸与 (22) ／福祉用具貸与 (22)	車いすやベッドなどの福祉用具を借りられます。
		介護予防居宅療養管理指導 (16) ／居宅療養管理指導 (16)	通院が難しい人の自宅に、医師、歯科医師、薬剤師などが訪問して療養上の管理や指導を行います。
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護 <sup>※2</sup> (1)	日中・夜間を通じて、短時間の定期巡回による訪問と、利用者からの通報による随時訪問を組み合わせ、訪問介護や訪問看護サービスを一体的に提供するサービスです。
		夜間対応型訪問介護 <sup>※2</sup> (1)	巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行います。
	日帰りで通うサービス	通所介護 <sup>※1</sup> (40) (デイサービス)	利用者がデイサービスセンターなどに通い、入浴、食事、機能訓練などのサービスを日帰りで受けます。
		介護予防通所リハビリテーション (7) <sup>※3</sup> ／通所リハビリテーション (7) <sup>※3</sup> (デイケア)	利用者が介護老人保健施設、病院、診療所に通い、心身の機能の維持回復に必要なリハビリテーションを受けます。
		介護予防認知症対応型通所介護 (10) ／認知症対応型通所介護 (10)	認知症の状態にあり介護を必要とする方が、デイサービスセンターなどに通い、入浴、食事、機能訓練などのサービスを日帰りで受けます。
		地域密着型通所介護 <sup>※1</sup> (58)	利用定員が18人以下の通所介護 (デイサービス) です。
	施設への短期間の入所サービス	介護予防短期入所生活介護 (19) ／短期入所生活介護 (19) (ショートステイ)	介護老人福祉施設などに短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの日常生活の世話や機能訓練などのサービスを受けます。
		介護予防短期入所療養介護 (7) <sup>※3</sup> ／短期入所療養介護 (7) <sup>※3</sup> (ショートステイ)	介護老人保健施設、病院などの施設に入所し、看護や医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、必要な医療および日常生活上の世話を受けます。
	入居先を自宅とみなすサービス	介護予防認知症対応型共同生活介護 <sup>※4</sup> (17) ／認知症対応型共同生活介護 (17) (グループホーム)	認知症状を持つ利用者が5人以上9人以下の少人数の家庭的な環境のもとで介護職員とともに共同生活を送ります。
		介護予防特定施設入居者生活介護 (9) ／特定施設入居者生活介護 (9)	有料老人ホームなどの入所者で、要介護などの認定を受けた人が、入浴、排泄、食事、機能訓練などの介護を受けることができます。
	その他	介護予防小規模多機能型居宅介護 (8) ／小規模多機能型居宅介護 (8)	通所を中心に、訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて利用します。
		看護小規模多機能型居宅介護 <sup>※2</sup> (0)	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせるなど、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。

区分	サービス名	サービス内容
施設サービス	介護老人福祉施設（14） （特別養護老人ホーム）※ <sup>5</sup>	常に介護が必要で、自宅での介護が困難な人が利用します。
	介護老人保健施設※ <sup>2</sup> （7）	病気やけがなどの治療の後、リハビリテーションなどを必要とする人が利用します。
	介護療養型医療施設※ <sup>2</sup> （0）	長期間の療養や医学的管理が必要な人が利用します。
	介護医療院※ <sup>2</sup> （0）	平成30年度（2018年度）に新たに創設される介護保険施設で、要介護者に対し、長期療養のための医療と日常生活上の世話（介護）を一体的に提供します。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※ <sup>5</sup> （6）	食事や排せつ等に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所する定員29人以下の特別養護老人ホーム。食事、入浴、排せつ等日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などのサービスを受けます。
その他のサービス	福祉用具購入費の支給	入浴用のいすなどの購入費の一部を支給します。
	住宅改修費の支給	自宅に手すりを取り付けたり段差を解消した場合などに、かかった費用の一部を支給します。
	居宅介護支援（114） （要介護1～5の認定者）	居宅サービス（自宅などで受けられる介護サービス）を適切に受けられるように、ケアマネジャーが要介護者の心身の状況や環境を考慮しながら本人や家族の希望をもとに、サービスの種類・内容や回数を定めた「居宅サービス計画」を作成します。（自己負担はありません）
	介護予防支援（15） （要支援1・2の認定者）	介護予防サービスを適切に受けられるように、原則として各地域を担当する地域包括支援センターで、要支援者の心身の状況や環境を考慮しながら本人や家族の希望をもとに、サービスの種類・内容や回数を定めた「介護予防サービス計画」を作成します。（自己負担はありません）

- ※1 要支援1・2の方は、高齢者安心・自信サポート事業において、「訪問型サポートサービス」、「通所型サポートサービス」を利用できます。
- ※2 要支援1・2の方は利用できません。
- ※3 平成29年（2017年）4月から11月までにサービス提供を行った介護サービス事業者数です。
- ※4 要支援1の方は利用できません。
- ※5 原則、要介護3以上の方が利用できます。

## 7 介護保険法改正の主な内容

地域包括ケアシステムの深化・推進、介護保険制度の持続可能性の確保を大きな柱として、平成29年（2017年）に介護保険法が改正され、順次施行されます。

### （1）地域包括ケアシステムの深化・推進

項目	主な改正内容
自立支援と介護予防・重度化防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保険者機能の強化に向けて、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する市町村の取組などを推進するための指標設定、交付金の交付</li> <li>○医師の関与強化等によるリハビリテーションの推進・拡充</li> <li>○市町村による評価の義務づけ等により、地域包括支援センターの機能強化</li> </ul>
医療・介護の連携の推進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療・介護の役割分担と連携を推進</li> <li>○日常的な医学管理等の機能と生活施設としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設「介護医療院」を創設</li> </ul>
地域共生社会の実現に向けた取組の推進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、新たに「共生型サービス」を位置付け</li> </ul>

### （2）介護保険制度の持続可能性の確保

項目	主な改正内容
利用者負担割合の見直し	2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割に変更
40～64歳の保険料の割当方式の見直し	医療保険者の割当に給与水準に応じた方式を導入
介護サービスの適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉用具貸与の価格の上限を設定</li> <li>○訪問回数の多い訪問介護（生活援助中心型）を提供する場合には、ケアプランを検証</li> <li>○複数の事業所の紹介を求めることができる旨を利用者に説明することを、居宅介護支援事業所に義務付け</li> </ul>

### （3）その他

項目	主な改正内容
多様な人材の確保と生産性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活援助の担い手を拡大</li> <li>○介護ロボットの活用を促進</li> <li>○ICTを活用したリハビリテーション会議参加を可能に</li> </ul>
要介護認定の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一定要件に合致する申請について審査会簡素化を可能に</li> <li>○更新認定の有効期間の上限を現行の24か月から36か月に延長</li> </ul>

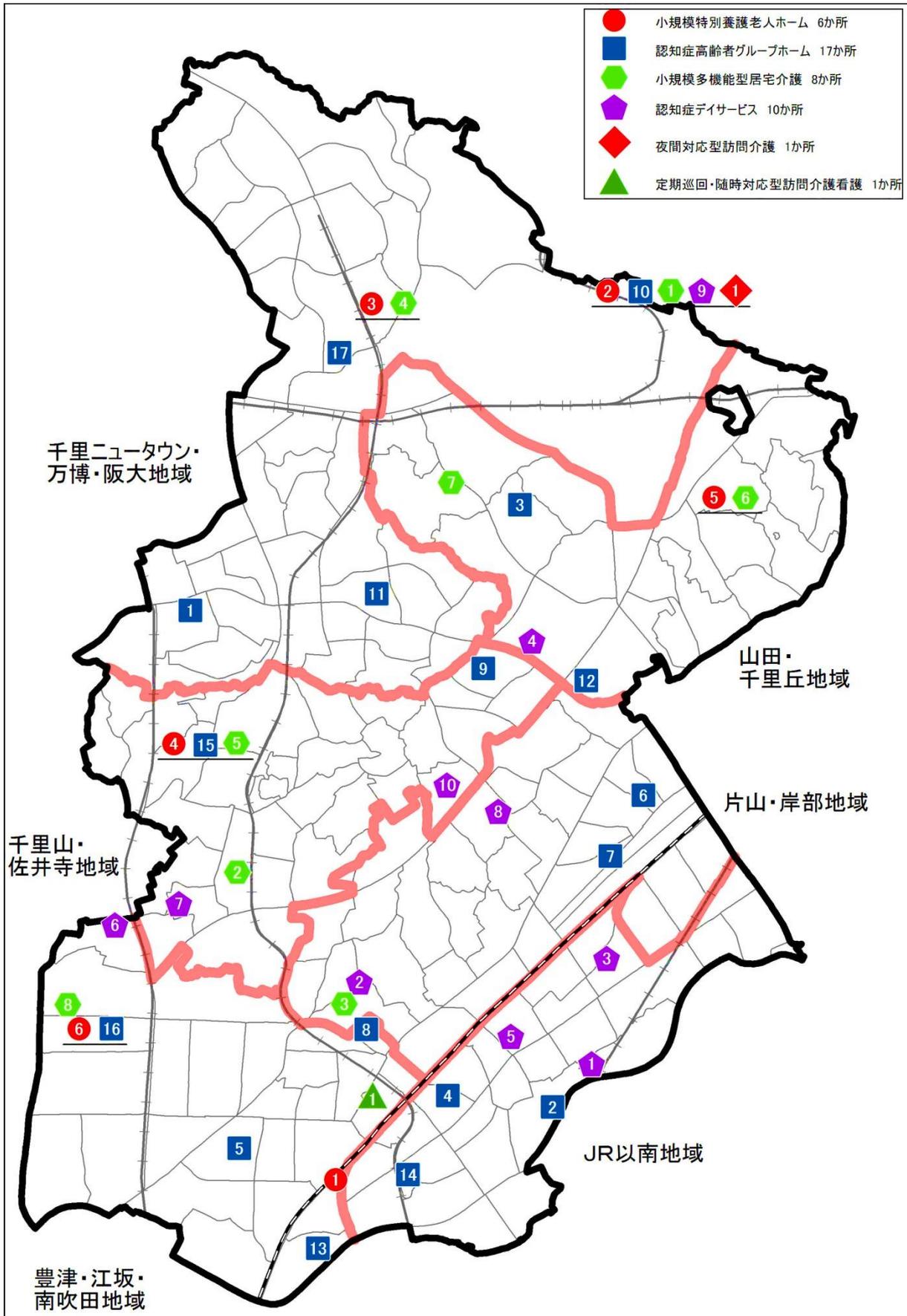
## 8 施設等整備状況 (平成29年(2017年)12月末現在)

### ■市域全体図



資料編

(1) 地域密着型サービス



資料編

● 小規模特別養護老人ホーム

1	サラージュ南吹田	南吹田 1-1-22
2	スローライフ千里	千里万博公園 6-8
3	はるる	藤白台 1-1-1
4	縁 (ゆかり)	千里山竹園 1-50-18
5	メヌホット千里丘	千里丘北 1-3-2
6	憩～江坂～	江坂町 2 丁目 14-22

■ 認知症高齢者グループホーム

1	桃山台グループホーム	桃山台 2-5-13
2	グループホーム「あい」	南高浜町 22-7
3	グループホームたんぼぼ	山田東 2-31-5
4	グループホームきさく苑吹田	内本町 1-17-17
5	エコ吹田	南金田 2-3-1
6	ヴィラコティ岸部	岸部中 4-12-2-100
7	吹田市立岸部中グループホーム	岸部中 1-26-1-102
8	グループホームやすらぎ	出口町 17-33
9	グループホームめいの家	五月が丘北 6-12
10	グループホームスローライフ千里	千里万博公園 6-8
11	グループホームたのしい家南千里	高野台 1-6-2-101
12	グループホームここから南千里	山田南 52-11
13	グループホーム明日葉 (あしたば)	南吹田 2-3-16
14	グループホーム寿	寿町 2-26-9
15	グループホーム里 (みちのり)	千里山竹園 1-50-18
16	グループホーム憩～江坂～	江坂町 2-14-22
17	グループホーム高寿古江台	古江台 5-3-3

◆ 小規模多機能型居宅介護

1	スローライフ千里	千里万博公園 6-8
2	千里の郷	千里山西 1-27-7-210
3	豊津の郷	出口町 32-18-102
4	はるる	藤白台 1-1-1
5	楽 (このむ)	千里山竹園 1-50-18
6	メヌホット千里丘	千里丘北 1-3-2
7	パナソニックエナジーセンター吹田山田西	山田西 3-58-2
8	パナソニックエナジーセンター吹田江坂町	江坂町 3-35-19

◆ 認知症デイサービス

1	松風園デイ・サービスセンター	川園町 1-1
2	高寿園デイサービスセンター	山手町 1-1-1
3	デイサービスハピネスさんあい	幸町 22-5
4	いのこの里デイサービスセンター	山田西 1-26-27
5	相川デイサービスセンターあいあい	昭和町 13-16
6	エバーグリーン	江坂町 4-20-1
7	吹田市立千里山西デイサービスセンター	千里山西 2-13-2
8	吹田竜ヶ池デイサービスセンター	原町 3-21-25
9	デイサービスセンタースローライフ千里	千里万博公園 6-8
10	寿楽荘竹谷生活リハビリハウス	竹谷町 22-33

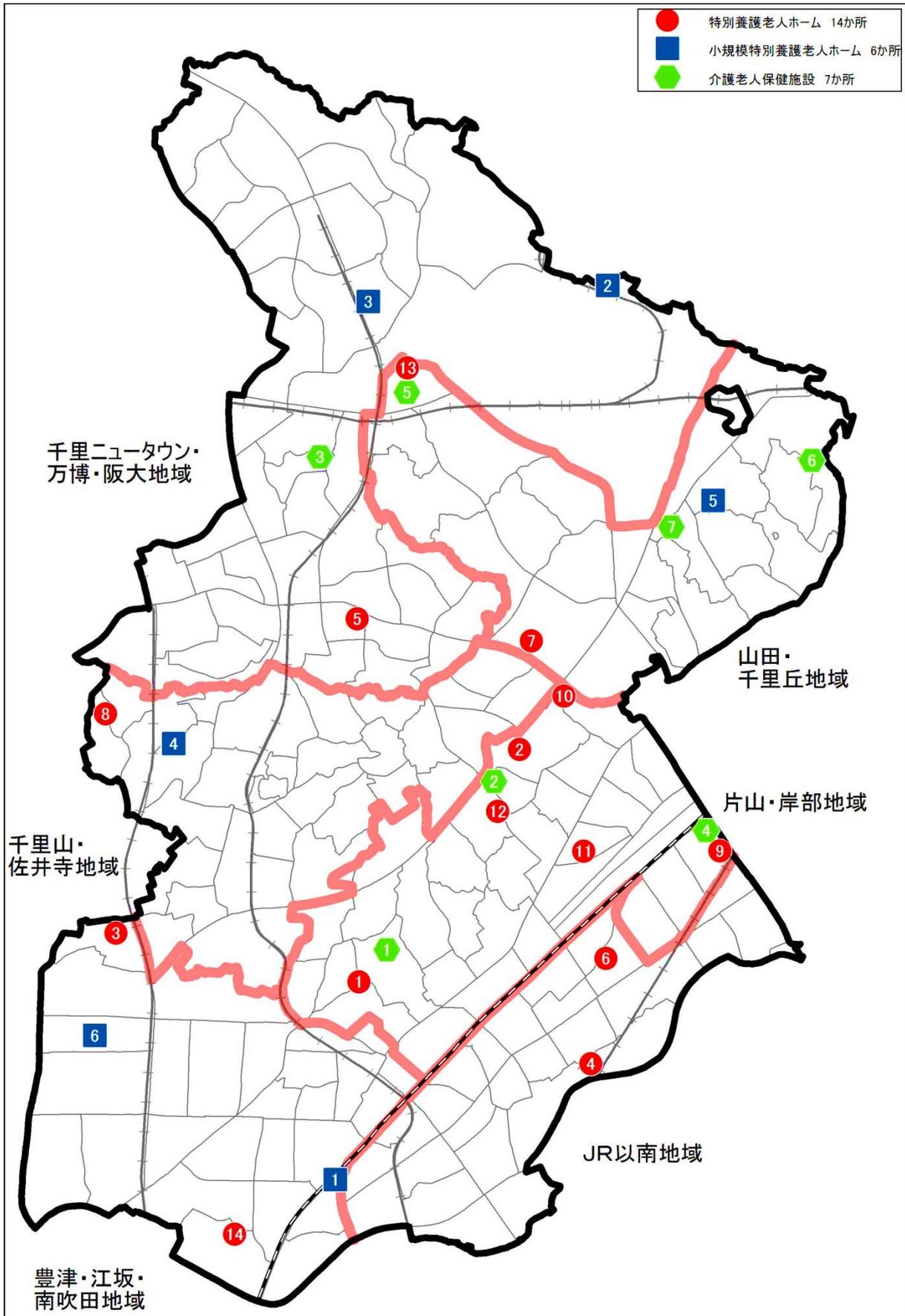
◆ 夜間対応型訪問介護

1	スローライフ千里	千里万博公園 6-8
---	----------	------------

▲ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

1	ジャパンケア吹田	泉町 1-11-8-203
---	----------	---------------

(2) 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設



資料編

● 特別養護老人ホーム

1	高寿園	山手町 1-1-1
2	寿楽荘	岸部北 4-9-3
3	エバーグリーン	江坂町 4-20-1
4	松風園	川園町 1-1
5	青藍荘	佐竹台 2-3-1
6	ハピネスさんあい	幸町 22-5
7	いのこの里	山田西 1-26-27
8	ちくりんの里	春日 2-25-10
9	メルヴェイユ吹田	岸部南 1-4-24
10	緑風会イサベル	岸部北 5-43-10
11	あす～る吹田	岸部中 2-7-12
12	吹田竜ヶ池ホーム	原町 3-21-25
13	みらい	山田北 5-13
14	吹田千寿園	南吹田 4-13-36

■ 小規模特別養護老人ホーム

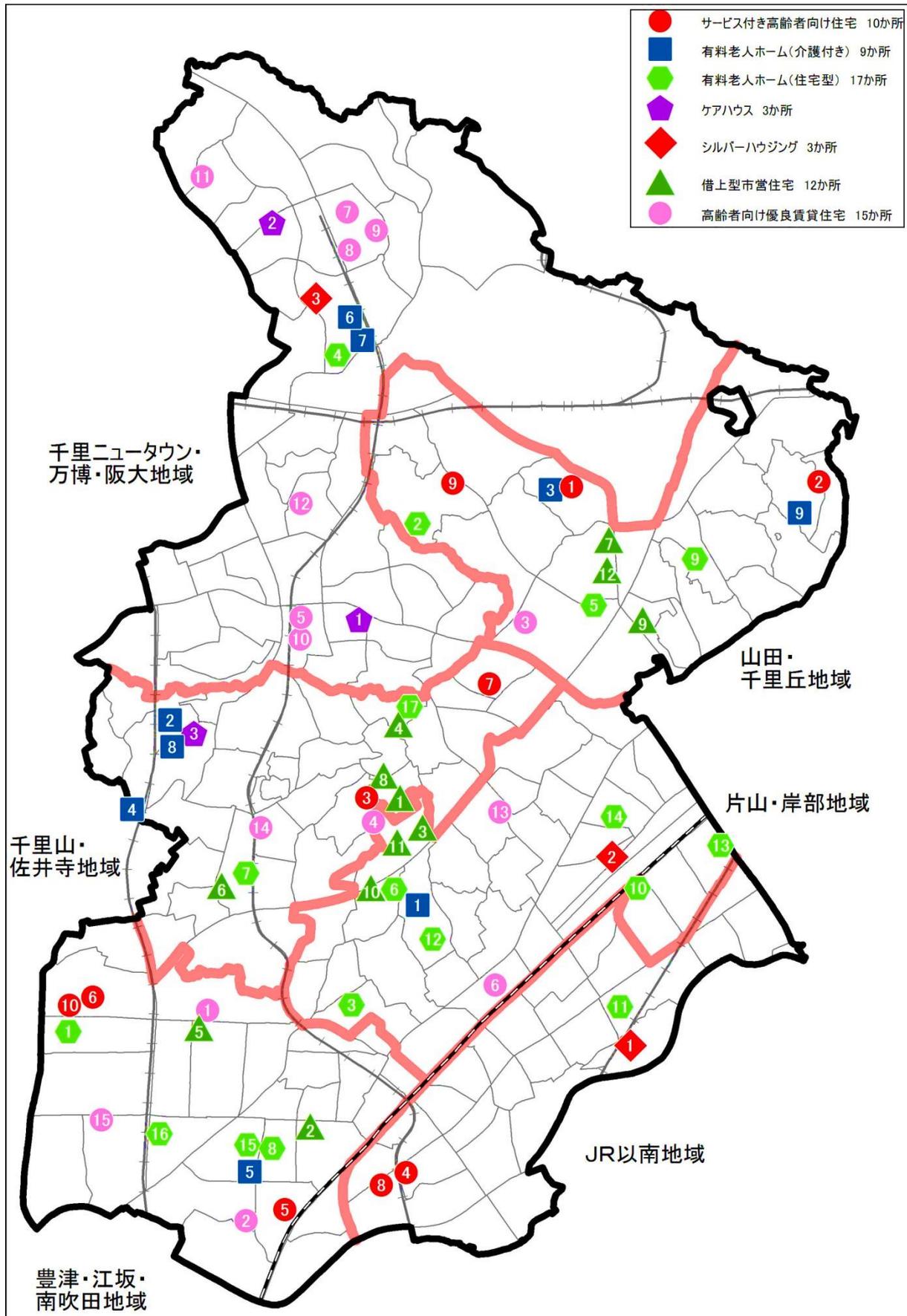
1	サラージュ南吹田	南吹田 1-1-22
2	スローライフ千里	千里万博公園 6-8
3	はるる	藤白台 1-1-1
4	縁（ゆかり）	千里山竹園 1-50-18
5	メヌホット千里丘	千里丘北 1-3-2
6	憩～江坂～	江坂町 2丁目 14-22

● 介護老人保健施設

1	吹田市介護老人保健施設	片山町 2-13-25
2	ウエルハウス協和	岸部北 1-24-2
3	つくも	津雲台 4-7-2
4	フェリーチェ吹田	岸部南 1-2-9
5	千里	山田北 5-14
6	たるみの里	新芦屋下 27-8
7	吹田徳洲苑	千里丘西 21-1

### (3) 高齢者向け住まい

(サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム・ケアハウス・シルバーハウジング・借上型市営住宅・高齢者向け優良賃貸住宅)



資料編

● サービス付き高齢者向け住宅

1	そんほの家S万博公園Ⅱ	山田東 3-28-10
2	三あいランド新戸屋ホーム	新戸屋下 22-33
3	そんほの家S千里山東	千里山東 4-6-19
4	コミュニティホームあんり吹田	寿町 2-24-11
5	シャンテ南吹田	南吹田 3-11-14
6	ラ・ルーラエさか	江坂町 3-28-28
7	サニードリーム	五月が丘北 25-33
8	コミュニティホームあんり川岸	川岸町 1-26
9	エイジフリーハウス吹田山田西	山田西 3-58-2
10	エイジフリーハウス吹田江坂町	江坂町 3-35-19

■ 有料老人ホーム（介護付き）

1	メディカル・リハビリホームくらら吹田	朝日が丘町 24-3
2	カルム桃山台	春日 4-12-26
3	そんほの家万博公園	山田東 3-28-11
4	ハーマリア・イン緑地公園	春日 1-1-18
5	たのしい家吹田	南金田 2-4-16
6	ケアビレッジ千里・古江台	古江台 5-3-7
7	ヘルパーズジュ千里けやき通り	古江台 5-3-4
8	ラビアンローズ千里山	千里山竹園 1-50-22
9	ルナハート千里 丘の街	新戸屋上 3-20

◆ 有料老人ホーム（住宅型）

1	ほびね江坂	江坂町 2-18-20
2	グッドタイムリビング南千里	山田西 3-22-2
3	豊津マイファミリー	出口町 32-18
4	医療法人高寿会 サンライフケア北千里	古江台 5-3-3
5	医療法人高寿会 サンライフケア山田	山田西 1-3-7
6	スーパー・コート吹田山手	山手町 4-31-21
7	千里山マイファミリー	千里山西 1-27-7
8	シルバーリビング江坂	南金田 1-3-10
9	グッドタイムリビング千里ひなたが丘	千里丘西 15-20
10	マリージェ岸部	岸部南 3-2-11
11	マリージェ吹東町	吹東町 21-7
12	ほっぴーらいふ吹田	朝日が丘町 13-1
13	彩心（あみ）	岸部南 1-4-20
14	おるそ	岸部中 3-5-23
15	シルバーリビング吹田	南金田 2-3-1
16	ごごち江坂	広芝町 10-14-101
17	ハーモニー吹田	佐井寺 3-1-25

◆ ケアハウス

1	青藍荘	佐竹台 2-3-1
2	シャロン千里	古江台 3-9-3
3	プレーゴ緑地公園	千里山竹園 1-29-1

◆ シルバーハウジング

1	大阪府営吹田川園住宅シルバーハウジング	川園町 60-3
2	吹田市営岸部中シルバーハウジング	岸部中 1-26-1
3	大阪府営千里古江台シルバーハウジング	古江台 5-5-B47

▲ 借上型市営住宅

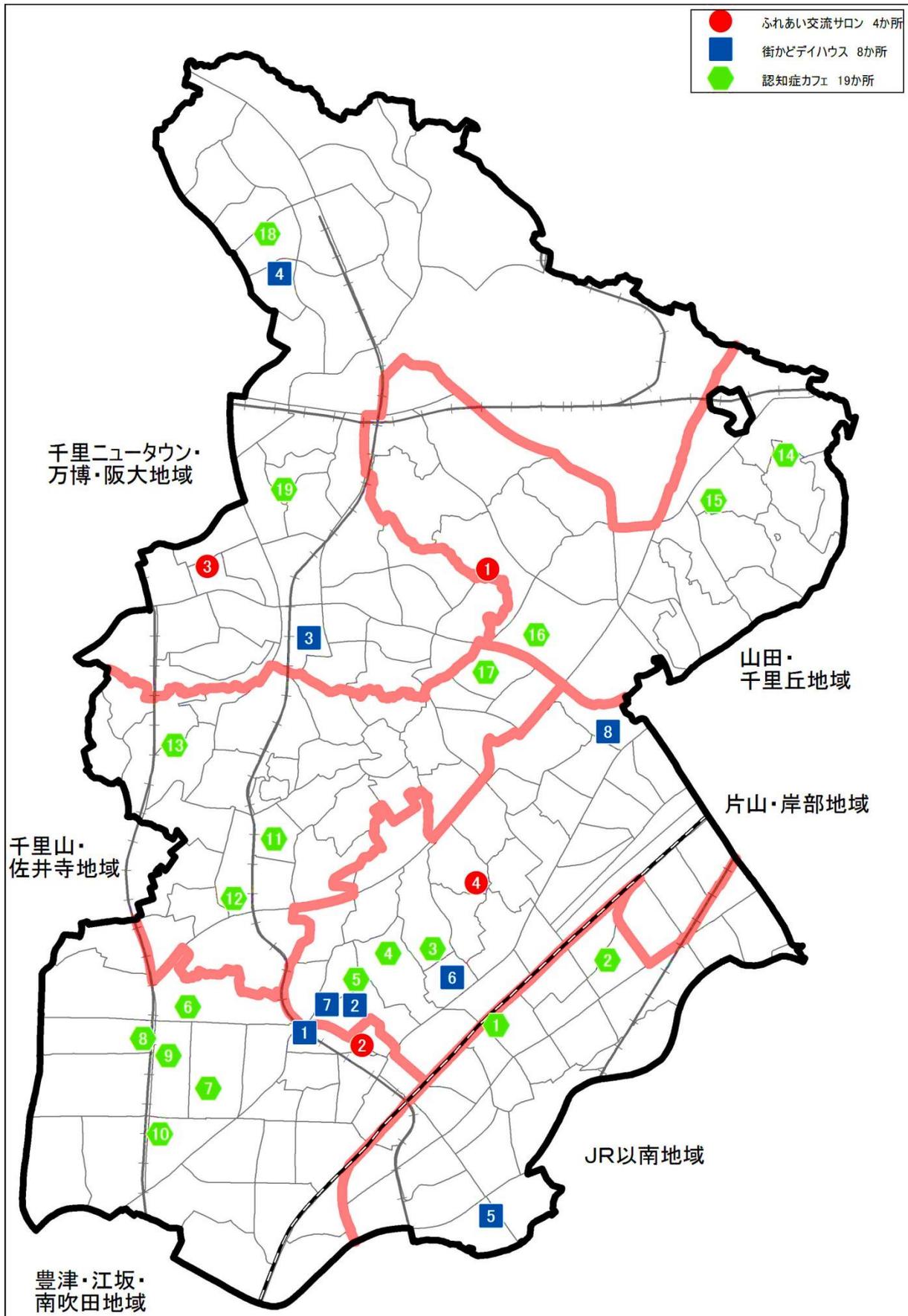
1	佐井寺南が丘	佐井寺南が丘 16
2	櫛波町	櫛波町 5
3	上山手町	上山手町 50
4	佐井寺3丁目	佐井寺 3-8
5	垂水町3丁目	垂水町 3-5
6	千里山西1丁目	千里山西 1-9
7	第5清涼マンション	山田東 1-35
8	グリーンハイム千里南が丘	佐井寺南が丘 10
9	エクセル千里三番館	山田市場 10
10	グリーンハイム千里2	山手町 4-36
11	オークウィラ上山手	上山手町 26
12	千里ビューアライフ	山田東 1-25

● 高齢者向け優良賃貸住宅

1	常陽第6ガーデンハイツ	垂水町 1-40-25
2	樹下荘	南吹田 3-13-10
3	さくら苑	山田西 1-32-12
4	クリスタル上山手	上山手町 29-19
5	OPH千里佐竹台	佐竹台 1-5
6	OPH吹田片山	片山町 1-21-1
7	OPH北千里駅前	藤白台 3-5
8	OPH北千里駅前（2・3棟）	藤白台 3-5
9	OPH北千里駅前（4・5棟）	藤白台 3-5
10	OPH千里佐竹台Ⅱ	佐竹台 1-5
11	OPH北千里青山台	青山台 2-7
12	OPH南千里津雲台	津雲台 3-2
13	竜ヶ池ハウス	原町 3-21-25
14	ライジングハイ千里山山脇マンション	千里山東 2-21-23
15	ロハス江坂	江の末町 7-12

#### (4) 集いの場・通いの場

(ふれあい交流サロン・街かどデイハウス・認知症カフェ)



資料編

● ふれあい交流サロン

1	西山田ふらっとサロン	山田西 2-10-1 西山田地区集会所
2	陽だまりルーム	泉町 5-1-39 ハイムタケダ 1階
3	ふれあい交流サロンたけのこ	竹見台 3-3-1 竹見台多目的施設内
4	ほっとサロンちさと	原町 2-12-2 千ーコミュニティセンター内

■ 街かどデイハウス

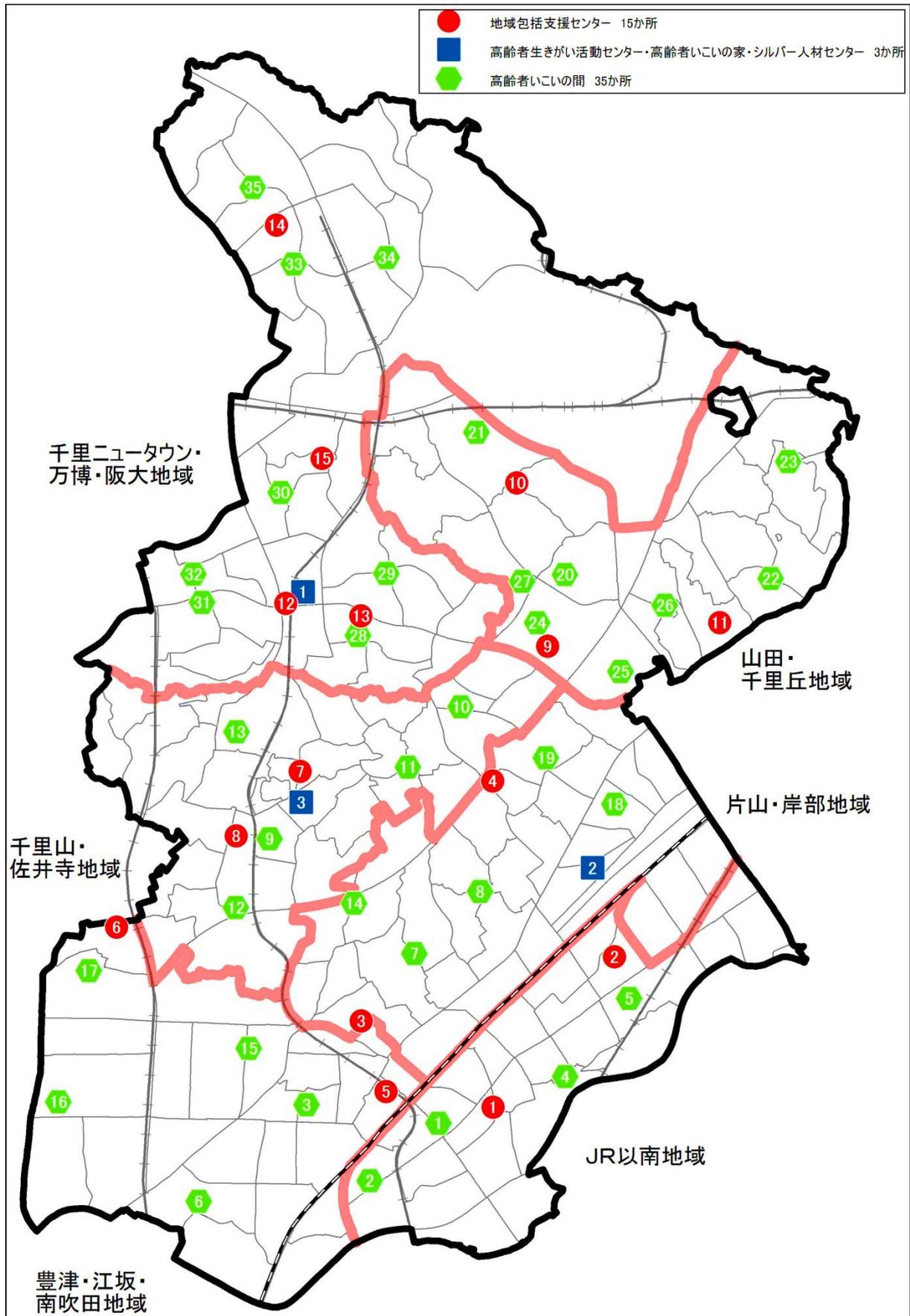
1	街かどデイハウス いずみ	泉町 5-25-11
2	吹田トンポマウル	出口町 33-2
3	街かどデイハウス・コメット	佐竹台 1-2-1 好日荘内
4	いきいきサポート	古江台 2-10-17-112
5	街かどデイハウス ひまわり大阪	西御旅町 1-14
6	街かどデイハウス 照一隅	片山町 3-31-12
7	ハナ・集いの家サロン	山手町 1-7-3
8	街かどデイハウス きしべ	岸部北 5-2-21

◆ 認知症カフェ

1	元気カフェ	昭和町 1-1 アイフステーションビル 902 楽しんでルーム
2	さんさんカフェ	幸町 22-5 特別養護老人ホームハピネスさんあい内
3	柿の木坂の家「輪と和のカフェ」	朝日が丘町 3-5 柿の木坂の家
4	茶処 たすき	片山町 2-13-25 吹田市介護老人保健施設 2階活動室（想ひ出の間）
5	カフェ ふるさと	山手町 1-1-1 吹田特別養護老人ホーム高寿園
6	ウィズふれあいの場	垂水町 1-41-7 1階店舗内 株式会社ウィズ江坂店
7	えさかカフェ	垂水町 3-24-14 Café Eight（カフェ エイト）店内
8	とよつカフェ	江坂町 2-1-20 café Takeda（カフェ タケダ）店内
9	ふれあいサロン	江坂町 1-14-33 TCSビル 1階 ダスキンホームインステッド吹田ステーション リビング
10	オレンジカフェ	広芝町 10-14-101 住宅型有料老人ホームこち江坂ティールーム
11	ホッとオレンジサロン	千里山東 2-19-23 千二地区公民館
12	陽だまりカフェ	千里山西 1-12-1 千三地区公民館
13	オレンジカフェみちのり	千里山竹園 1-50-18 離宮千里山 グループホーム里 エントランス内
14	街かどサロン・おれんじ	新芦屋上 32-1 東山田地区公民館「高齢者いこいの間」
15	かふえ いこいの泉	千里丘北 1-3-2 地域密着型特別養護老人ホーム メヌホット千里丘 1階共有スペース
16	いのこカフェタイム	山田西 1-26-27 特別養護老人ホームいのこの里 1階デイルーム
17	MEI'S CAFE	五月が丘北 6-12 グループホームめいの家
18	シャロンでカフェ	古江台 3-9-3 シャロン千里こども館
19	やすらぎカフェ@つくも	津雲台 4-1-23千里津雲台訪問看護ステーション 1階リハセラピー

## (5) 高齢者向け施設

(地域包括支援センター・高齢者生きがい活動センター・高齢者いきこの家・シルバー人材センター・高齢者いきこの間)



資料編

## ● 地域包括支援センター

1	吹一・吹六地域包括支援センター	内本町 2-2-12 内本町コミュニティセンター内
2	吹三・東地域包括支援センター	幸町 22-5 ハピネスさんあい内
3	片山地域包括支援センター	出口町 19-2 吹田市立総合福祉会館内
4	岸部地域包括支援センター	岸部北 1-24-2 ウエルハウス協和内
5	南吹田地域包括支援センター	泉町 1-3-40 吹田市役所内
6	豊津・江坂地域包括支援センター	江坂町 4-20-1 エバーグリーン内
7	千里山東・佐井寺地域包括支援センター	千里山高塚 2-11
8	千里山西地域包括支援センター	千里山西 1-41-15 コート千里山 3
9	亥の子谷地域包括支援センター	山田西 1-26-20 亥の子谷コミュニティセンター内
10	山田地域包括支援センター	山田東 2-31-5 グループホームたんぽぽ内
11	千里丘地域包括支援センター	長野東 12-32 ケア 21 千里丘内
12	桃山台・竹見台地域包括支援センター	津雲台 1-2-1 千里ニュータウンプラザ 5 階
13	佐竹台・高野台地域包括支援センター	佐竹台 2-3-1 青藍荘内
14	古江台・青山台地域包括支援センター	古江台 3-9-3 シャロン千里内
15	津雲台・藤白台地域包括支援センター	津雲台 4-7-2 介護老人保健施設つくも内

## ■ 高齢者生きがい活動センター・高齢者いこいの家・シルバー人材センター

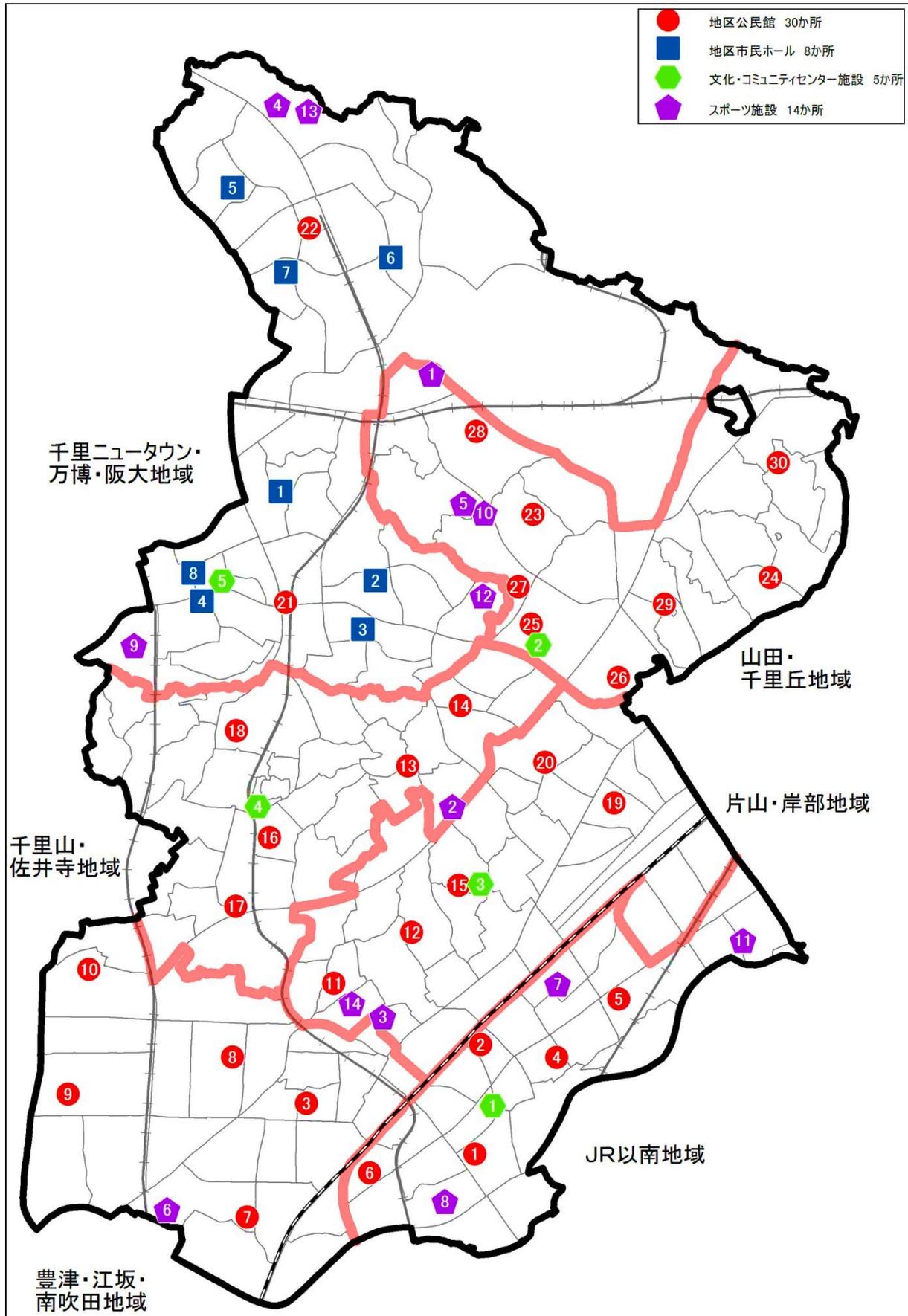
1	高齢者生きがい活動センター	津雲台 1-2-1 千里ニュータウンプラザ内 5 階
2	高齢者いこいの家	岸部中 1-24-11
3	シルバー人材センター	千里山松が丘 26-23

## ◆ 高齢者いこいの間

1	吹一地区高齢者いこいの間	内本町 1-11-7
2	吹六地区高齢者いこいの間	南清和園町 40-1
3	吹二地区高齢者いこいの間	泉町 3-15-29
4	吹三地区高齢者いこいの間	南高浜町 34-1
5	東地区高齢者いこいの間	吹東町 17-8
6	吹南地区高齢者いこいの間	南吹田 5-21-27
7	片山地区高齢者いこいの間	朝日が丘町 15-1
8	千一地区高齢者いこいの間	原町 2 丁目 12-1
9	千二地区高齢者いこいの間	千里山東 2-19-23
10	東佐井寺地区高齢者いこいの間	五月が丘西 5-1
11	佐井寺地区高齢者いこいの間	佐井寺南が丘 1-1
12	千三地区高齢者いこいの間	千里山西 1-12-1
13	千里新田地区高齢者いこいの間	千里山西 6-30-41
14	山手地区高齢者いこいの間	山手町 3-37-10
15	豊一地区高齢者いこいの間	垂水町 2-7-25
16	豊二地区高齢者いこいの間	豊津町 47-1
17	江坂大池地区高齢者いこいの間	江坂町 3-63-6
18	岸一地区高齢者いこいの間	岸部中 3-20-1
19	岸二地区高齢者いこいの間	岸部北 4-15-20
20	山一地区高齢者いこいの間	山田東 1-8-1
21	北山田地区高齢者いこいの間	山田東 4-43-20
22	山二地区高齢者いこいの間	千里丘下 23-19
23	東山田地区高齢者いこいの間	新芦屋上 32-1
24	山三地区高齢者いこいの間	山田西 1-26-2
25	山五地区高齢者いこいの間	山田南 45-13
26	南山田地区高齢者いこいの間	山田市場 18-6
27	西山田地区高齢者いこいの間	山田西 2-5-1
28	佐竹台地区高齢者いこいの間	佐竹台 2-5-1
29	高野台地区高齢者いこいの間	高野台 1-6-1
30	津雲台地区高齢者いこいの間	津雲台 4-1-1
31	桃山台地区高齢者いこいの間	桃山台 2-5-5
32	竹見台地区高齢者いこいの間	竹見台 3-5-3
33	古江台地区高齢者いこいの間	古江台 2-10-21
34	藤白台地区高齢者いこいの間	藤白台 2-9-1-114
35	青山台地区高齢者いこいの間	青山台 2-1-20

## (6) コミュニティ施設

(地区公民館・地区市民ホール・文化・コミュニティ施設・スポーツ施設)



資料編

## ● 地区公民館

1	吹一地区公民館	内本町 3-19-21
2	吹一地区公民館さんくす分館	朝日町 3-505
3	吹二地区公民館	泉町 3-15-29
4	吹三地区公民館	高城町 19-7
5	吹田東地区公民館	吹東町 3-6
6	吹六地区公民館	南清和園町 40-1
7	南吹田地区公民館	南吹田 5-8-24
8	豊一地区公民館	垂水町 3-15-35
9	豊二地区公民館	豊津町 47-1
10	江坂大池地区公民館	江坂町 3-63-6
11	山手地区公民館	山手町 1-8-15
12	片山地区公民館	朝日が丘町 15-1
13	佐井寺地区公民館	佐井寺南が丘 1-1
14	東佐井寺地区公民館	五月が丘西 5-1
15	千一地区公民館	原町 2-12-2
16	千二地区公民館	千里山東 2-19-23
17	千三地区公民館	千里山西 1-12-1
18	千里新田地区公民館	千里山西 6-30-41
19	岸一地区公民館	岸部中 3-20-1
20	岸二地区公民館	岸部北 4-15-20
21	南千里地区公民館	津雲台 1-2-1(千里ニュータウンプラザ内)
22	北千里地区公民館	古江台 4-2-D7
23	山一地区公民館	山田東 2-33-1
24	山二地区公民館	千里丘下 23-19
25	山三地区公民館	山田西 1-26-2
26	山五地区公民館	山田南 45-13
27	西山田地区公民館	山田西 2-5-1
28	北山田地区公民館	山田東 4-43-20
29	南山田地区公民館	山田市場 18-6
30	東山田地区公民館	新芦屋上 32-1

## ■ 地区市民ホール

1	津雲台市民ホール	津雲台 4-1-1
2	高野台市民ホール	高野台 1-6-1
3	佐竹台市民ホール	佐竹台 2-5-1
4	桃山台市民ホール	桃山台 2-5-5
5	青山台市民ホール	青山台 2-1-20
6	藤白台市民ホール	藤白台 2-9-1-114
7	古江台市民ホール	古江台 2-10-21
8	竹見台市民ホール	竹見台 3-5-3

## ◆ 文化・コミュニティ施設

1	内本町コミュニティセンター	内本町 2-2-12
2	亥の子谷コミュニティセンター	山田西 1-26-20
3	千一コミュニティセンター	原町 2-12-2
4	千里山コミュニティセンター	千里山霧が丘 22-1 (BiVi 千里山 3 階)
5	竹見台多目的施設	竹見台 3-3-1

## ◆ スポーツ施設

1	武道館「洗心館」	山田北 2-1
2	総合運動場	竹谷町 37-1
3	片山市民体育館	出口町 31-2
4	北千里市民体育館	藤白台 5-5-1
5	山田市民体育館	山田西 3-84-1
6	南吹田市民体育館	南吹田 5-34-1
7	目俣市民体育館	目俣町 1-11
8	中の島グラウンド	中の島町 6-1
9	桃山台グラウンド	桃山台 5-5-1
10	山田グラウンド	山田西 2-17-1
11	南正雀グラウンド	南正雀 2-33-30
12	高野台グラウンド	高野台 5-1-6
13	北千里市民プール	藤白台 5-5-2
14	片山市民プール	出口町 31-1

## 9 用語説明

### 【あ行】

#### いきいきサロン

地区福祉委員会が行う小地域ネットワーク活動のひとつで、地区公民館や地区市民ホール、集会所などで、おおむね65歳以上の高齢者を対象に茶話会やレクリエーションなどを行っている。仲間づくりや情報交換の場であり、また社会参加の場を提供することで「閉じこもり」予防にもなっている。

#### いきがい教室

高齢者が初歩的な趣味教室への参加を通じて生きがいを高め、友達の輪を広げ、その生活を健康で豊かなものにするため実施している教室。

#### 医療イノベーション

医薬品や医療機器等をはじめとする最先端の医療技術の実用化など、医療分野における革新的で新しい価値を創り出すこと。

#### 医療クラスター

本計画では、国立循環器病研究センター及び市立吹田市民病院を中心とした医療連携体制を構築し、地域の医療機関とも連携することで、地域医療の発展に貢献するとともに、医療関連企業の立地を促し、医療研究機関や医療関連企業などが集積する複合医療産業拠点をさす。

#### 医療計画（現行は保健医療計画）

国が定める良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための基本的な方針に即し、かつ、地域の実情に応じて、都道府県が医療提供体制の確保を図るために策定する計画で、地域における保健医療提供体制の確保をめざす。

#### 医療療養病床

病院の病床又は一般診療所の病床のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床で、医療保険が適用されるもの。

### 【か行】

#### 介護職員初任者研修

在宅・施設で働くうえで必要となる基本的な知識・技術を習得することを目的とした、介護職への入門研修で、旧ホームヘルパー2級相当。研修時間は130時間。

## 介護相談員

介護施設等を訪問し、中立の立場で利用者や家族の疑問及び不安の声を聞き、利用者等の声を施設に伝えるなど、よりよいサービス提供のために、介護相談員として市に登録された人。

## 介護福祉士実務者研修

専門的かつ介護現場に必要な幅広い知識を学ぶ研修で、国家資格「介護福祉士」の取得には必須の研修。期間は6か月以上で、研修時間は450時間以上（介護職員初任者研修修了者は320時間）。

## 介護ロボット

介護が必要な人や介護者、介護従事者を補助し、負担を減らす装置。介護が必要な人の動きを感知し、ベッドからの転倒等を防ぐための見守りセンサーや、介護者や介護従事者が身体的介護をする際に負担を減らすためのマッスルスーツなどがある。

## 借上型市営住宅

民間事業者等が建設・保有する住宅を市が借り上げ、住宅に困窮する高齢者や障がいのある方に供給する市営住宅。

## 基幹相談支援センター

市障がい福祉室にある、障がいのある方や家族、関係者からの相談を受ける総合的な相談窓口。また、地域の相談機関の中核機関として、地域の相談機関と連携して、連絡調整を行いながら、相談支援体制の整備を進める役割を担う。

## 北大阪健康医療都市「健都」

JR京都線岸辺駅北側、「健康と医療」をコンセプトとしたまちづくりを進めている約30haのエリア。Northern Osaka Health and Biomedical Innovation Town (NohBIT)。愛称：健都（けんと、KENTO）。循環器病予防に必要な Knowledge（正確な知識、知の集積）、Exercise（適度な運動）、Nutrition（適切な栄養・食事）とTown（まちづくり）の頭文字を並べたもの（KENTO）。

## 基本チェックリスト

本市において、高齢者安心・自信サポート事業を利用するに当たり、暮らしの状況や運動・栄養状態等を確認し、高齢者安心・自信サポート事業利用対象の基準に該当するかを確認するためのリスト。

## 共生型サービス事業所

ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等において、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、平成30年度（2018年度）から、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに位置づけられるサービス。障がい福祉サービス事業所の利用者が65歳以上になっても引き続き同じ事業所を利用できるようになる。

## 居宅介護支援事業者

ケアマネジャー（介護支援専門員）がいる事業者のことで、介護サービスを受けるための計画作成を行う。

## ケアプラン

介護サービスを受けるための計画書。

## ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護を要する高齢者などからの相談に応じ、その心身の状況等に応じて適切な居宅サービス又は施設サービスが受けられるよう、関係機関や居宅サービス事業者、介護保険施設などとの連絡・調整、介護サービス計画（ケアプラン）の作成などを行う専門職。

## 健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

## 広域型生活支援コーディネーター

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅で健やかに安心・安全に継続して住み続けられる地域づくりのため、生活支援の担い手の養成やサービスの開発等の資源開発、サービス提供主体等の関係者のネットワーク構築を進める人。

## 合計所得金額

事業所得、給与所得、雑所得（公的年金等にかかる所得など）、配当所得、不動産所得などの「所得金額」を合計した金額（純損失または雑損失等の繰越控除を適用する前の金額）のこと。

## 高齢クラブ

「仲間がほしい、何か社会のために役立ちたい。」などの願いを持つ、おおむね60歳以上の方が自分たちの手で結成し、運営しているクラブ。レクリエーション、スポーツ、親睦会、社会見学、旅行のほか、勉強会や地域・社会奉仕活動などを行う団体。運営は、会費や国、府、市の補助金などで行う。

## 高齢者生きがい活動センター

高齢者が健康や福祉、生きがいづくりに関する情報を得ることや、いきがい教室等を受講することにより教養を深め、また相互に交流することで仲間づくりや世代間交流を図り、生きがいづくりをするための拠点で、市の施設。

## 高齢者いこいの家

高齢者の健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための市の施設で、和・洋室、多目的ホールを備え、健康機器・カラオケ等の設備がある。

## 高齢者いこいの間

高齢クラブ活動及び地域高齢者の教養の向上、親睦、レクリエーション等の場として、主に地区公民館や地区市民ホールなどに併設されている。おおむね小学校区ごとに設置しており、市内に35か所ある。

## 高齢者向けウェルネス住宅

本住宅に居住するすべての人が、できる限り健康の保持・増進に努め、生きがいを持ち、自分らしく、安心・安全で豊かな生活を送ることができるという基本的な考え方をプラットフォームに据え、①生活習慣病予防や介護予防を特に意識したウェルネス機能、②地域包括ケアシステム機能、③北大阪健康医療都市内外の関係機関等との連携による付加価値機能という3つの特徴を持つ住宅環境のモデルケースとして、北大阪健康医療都市（健都）内において整備をめざしている住宅。

## 高齢者向け優良賃貸住宅

高齢者住まい法に基づき供給された、高齢者が居住できる良好な居住環境を備えた優良な賃貸住宅。ただし、平成23年（2011年）10月20日の法改正により登録制度は廃止となり、介護や医療と連携して高齢者を支援する「サービス付き高齢者向け住宅」に移行している。

## 誤嚥性肺炎（ごえんせいはいえん）

口や胃の中のものが誤って気管に入ることを「誤嚥（ごえん）」といい、誤嚥により起こる肺炎のこと。

## コーホート要因法

各コーホート（同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団）について、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という2つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法のこと。

## コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

支援を要する人に対する相談などを行い、必要な支援と結びつけたり、地域福祉活動を活性化させる、いわば「地域のつなぎ役」をする人。

## 【さ行】

### サービス付き高齢者向け住宅

平成23年度（2011年度）に「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が改正され、新しく創設された住まいの形態。各専用部の面積が原則25㎡以上で、台所・水洗便所・収納設備・洗面設備・浴室を備えたバリアフリー構造であり、サービス面では安否確認と生活相談が必須となっている都道府県に登録された住宅のこと。

## 災害時要援護者

災害時に家族等の支援だけでは避難することができない在宅の人。

## 在宅医療

病院以外の自宅や介護保険施設等の「在宅」で行う医療のことで、医師や訪問看護師などが訪問診療・往診などを行う。一時的な入院を伴うこともある。

## 在宅療養

本計画では、訪問診療や外来医療、一時的な入院、訪問看護等の医療的ケアを受けながら、病院以外の自宅や介護保険施設等で療養することをさす。

## 施行時特例市

人口20万人以上で、地方自治法により指定を受けた市を「特例市」といい、平成27年度（2015年度）にこの制度が廃止となったことにより、廃止時に特例市の指定を受け、中核市等に移行しなかった市をさす。

## 市民公益活動センター（ラコルタ）

市民誰もが集える場として、団体の相互の交流や情報提供を行うとともに、相談など市民公益活動をより円滑に行うためのサポートを行う拠点。千里ニュータウンプラザ内にある。

## 市民後見人

家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を生かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手。

## 社会福祉協議会

社会福祉法に基づき設置されている、地域福祉の推進を目的とした、営利を目的としない民間組織。

## 重点整備地区

高齢者、障がい者などが利用する施設が集まったバリアフリー化を優先的に進めていく地区。

## 自立支援型ケアマネジメント

本人の持つ能力や環境等、介護が必要となる原因を分析し、自立した日常生活を営めるように支援すること。

## シルバー人材センター

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、高齢者である会員向けに仕事を受託して提供する組織。原則として市町村単位で設置されている。都道府県知事の許可を受けた公益法人。

## 新オレンジプラン

国が国家戦略として、平成27年（2015年）1月に策定した「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくり～」のこと。認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるために必要としていることに的確に応えていくため、7つの柱に沿って、施策を総合的に推進していくこととしている。

## 身上監護（しんじょうかんご）

認知症高齢者等が、安心した生活が送れるよう、生活や健康に配慮し、身の上に必要な契約などを行うこと。

## 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々について、財産管理や身上監護を本人に代わって法的に代理や同意、取消をする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、権利が守られるように支援する制度。

## 善意銀行

市民からの寄附による善意の金品を預かり、市内の福祉施設・団体や、支援を必要とする人などへ「善意の橋渡し」を行うこと。社会福祉法人吹田市社会福祉協議会が行っている。

## ソーシャルワーカー

社会福祉士や精神保健福祉士など、生活上の様々な課題を抱える人を支援する専門職の総称。

## 【た行】

### ターミナルケア

死を目前にした人に対する終末期のケアのこと。

## 地域医療構想

医療需要と病床の必要量や、めざすべき医療提供体制を実現するための施策等を定めたもので、平成26年（2014年）の医療法改正によりすべての都道府県において策定することとなった。大阪府においては、第6次大阪府保健医療計画の一部として、平成28年（2016年）3月に策定。

## 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。

## 地域ケア会議

地域の高齢者を支援する保健・福祉・医療のネットワークづくりのための会議。平成 27 年（2015 年）に介護保険法に位置付けられた。

## 地域包括ケア

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域においてその人らしく自立した日常生活を営むことを地域全体で支援すること。

## 地域包括支援センター

介護保険法で各区市町村に設置が定められている地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

## 地域密着型サービス

住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、平成18年（2006年）に創設された介護サービスで、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供される。利用者はその事業所がある自治体の住民に限定される。

## 地区福祉委員会

「住民同士が助けあい、支えあえる住みよいまち」をめざし、おおむね小学校区単位で組織されている、地域で生活している住民による活動団体。見守り声かけ、子育てサロン、いきいきサロン、世代間交流、ふれあい昼食会などを行っている。

## 中核市

人口 20 万人以上で、地方自治法により指定を受けた市。

## 特殊詐欺

「オレオレ詐欺」や「還付金詐欺」などの「振り込め詐欺」やそれに類似する詐欺の総称。

## 特定健康診査

糖尿病等の生活習慣病の予防の目的でメタボリックシンドロームの状態を早期に見つけるために各医療保険者に義務付けられた健康診査。40歳以上74歳以下の被保険者及びその被扶養者を対象に行われる。

## 特定保健指導

特定健康診査の結果により、生活習慣病のリスクが一定程度高いと判断された者に対して行われる保健指導。保健指導に関する専門的知識及び技術を有する医師、保健師、管理栄養士により行われる。

## 【な行】

### 難病

発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない、希少な疾病であって、長期の療養を必要とする病気のこと。

### 日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理サービス、書類等預かりサービス等を提供する事業。

### 認知症キャラバン・メイト

認知症キャラバン・メイト養成研修を実施した市町村や職域団体などと協働で、地域の住民、学校、職域等を対象に認知症に関する学習会（認知症サポーター養成講座）を開き、講座の講師役となって認知症サポーターの育成を行うボランティア。

### 認知症ケアパス

認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、地域の実情に応じて、いつでも、どこで、どのような支援を受けることができるかなど、認知症の状態に応じた適切なサービスの流れを示したもの。

### 認知症高齢者の日常生活自立度

高齢者の認知症の状態に応じた日常生活の自立度を表すもので、要介護認定の判定の際に用いる。Ⅱの判定基準は、「日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。」である。

### 認知症サポーター

養成講座を受講することでサポーターとなり、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守る人。オレンジ色のリストバンドがサポーターの印。

### 認知症疾患医療センター

一定の人員・検査体制を有し、認知症に関する詳しい診断、行動・心理症状や身体の合併症への対応、専門医療相談などを行い、かかりつけ医や介護・福祉施設、市とも連携し、地域の中で認知症の方やその家族に適切な専門医療を提供する医療機関。

## 認知症初期集中支援チーム

認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師の指導の下、認知症が疑われる人や認知症の人、及びその家族を訪問し、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム。本市では専門医、看護師、介護福祉士により構成され、医療機関や地域包括支援センターからの連絡を受けて対応する。

## 認知症地域サポート事業

地域での高齢者の見守り事業と連動させながら、徘徊高齢者搜索模擬訓練等の取組を地域において実践することで、市域全体で認知症の人を見守り、支えていく仕組みをつくる事業。

## 認知症地域支援推進員

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関等の連携強化を行ったり、認知症に関する啓発等を行うことで、地域における支援体制の強化を図る人のこと。

## 【は行】

### 肺炎球菌

主に気道の分泌物に含まれ、唾液などを通じて飛沫感染する。感染により、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがある。肺炎球菌性肺炎は、成人肺炎の25～40%を占め、特に高齢者で重症化が問題になっている。予防接種により肺炎の重症度と死亡のリスクを軽減できる。

### パスファインダー

あるテーマについての調べ方や学習の道しるべとなるもの。

### 8020（はちまるにいまる）

高齢者の「生活の質」の向上をめざすことを目的とした「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という歯科保健の推進運動。平成元年（1989年）に厚生省（現・厚生労働省）と公益社団法人日本歯科医師会が提唱し、自治体、各種団体、企業、国民に広く呼びかけてきた。

### はつらつ元気シート

基本チェックリストと同意で、吹田市民はつらつ元気大作戦に参加する前に、自身の身体の状態等を知るために用いるシートのこと。

### パブリックコメント

市などの行政機関が事業計画や条例などを制定しようとするときに、市民など広く公に（＝パブリック）、意見・改善案など（＝コメント）を求める手続のこと。

## ふれあい交流サロン

乳幼児から高齢者までの市民が、気軽に利用できる世代間交流の場で、市内に4か所ある（平成29年（2017年）12月現在）。

## ふれあい昼食会

地区福祉委員会が行う、地域のひとり暮らし高齢者を対象とした昼食会。日ごろはひとりで食事をするひとり暮らしの高齢者も、同世代の方や地区福祉委員と一緒に楽しく交流しながら食事をして、情報交換や仲間づくりの場になっている。

## フレイル

老化に伴う様々な機能の低下により、疾病発症や身体機能障がいに対する脆弱性が増す状態のこと。

## 法人後見

社会福祉法人やNPO法人等の法人が成年後見人等になること。

## 【ま行】

### まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口の現状及び将来の展望を示す人口ビジョンを踏まえて、平成28年（2016年）3月に、将来の人口減少・少子高齢化に対応するため、今後の重点課題となる政策をとりまとめたもの。

## 慢性期病床

病院の病床又は一般診療所の病床のうち、病状は比較的安定しているが、治癒が困難な状態が続いている患者が入院するための病床。

## 看取り

最期まで見守り看病すること。

## 民生委員・児童委員

民生委員法・児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員。社会奉仕の精神をもって、地域福祉の向上のため、常に住民の立場になって相談・支援を行うボランティア。また、一部の児童委員は、児童問題を専門とする主任児童委員の指名を受けており、吹田市では小学校区ごとに1名ずつ配置。

## 【や行】

### 養護者

高齢者の日常生活において何らかの世話をする人（介護サービス従事者を除く）。

## 【ら行】

### ロコモティブシンドローム

骨、関節、筋肉といった運動器の障がいのために、移動機能の低下をきたした状態。進行すると介護が必要になる危険性が高くなる。

## 【わ行】

### 「我が事・丸ごと」の地域づくり

「地域共生社会」の項を参考のこと。

## 【B】

### BMI

Body Mass Index の略で体格指数のこと。体重 (kg) ÷ [身長 (m) × 身長 (m)] により算出する。BMI が22の場合が「標準」で、25以上が「肥満」、18.5未満を「低体重 (やせ)」としている。高齢者の場合はBMI 20以上が望ましい。

## 【C】

### COPD (慢性閉塞性肺疾患)

Chronic Obstructive Pulmonary Disease の略。代表的な慢性呼吸器疾患の一つであり、肺気腫と慢性気管支炎などの気流閉塞をきたす呼吸器疾患が、慢性閉塞性肺疾患 (COPD) として総称されるようになった。様々な有毒なガスや微粒子の吸入、特に喫煙 (受動喫煙を含む) が原因となり、肺胞の破壊や気道炎症が起きる。体動時の呼吸困難や慢性の咳痰が徐々に進行する。

## 【J】

### JOBナビすいた

市内在住・在学・在勤の求職者を対象に、個々の事情に応じた相談やスキルアップ等の就職活動のサポートから地域の求人情報を取り扱う無料職業紹介所まで、トータルに就労支援を行う施設。

### PDCAサイクル

Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) の4段階を繰り返すことにより、業務を効率的に行うことができるという理論。